

37—00 P U D T

命令、審尋、通知など

審判長名で当事者並びに事件関係者に対してする審判手続のうち、法令に定められた審決及び決定以外のものは、その目的に従って、当事者などに指示して応答させる命令、審尋と、単に知らせる通知とに分けられ、それについて書面を発するとき、それぞれ以下のように取り扱う。

1. 命令、審尋

審判長又は合議体が、当事者などに対して、特定の手続を遂行させ、回答させ、あるいは見本、実験成績書などの提出などの応答を求めることを目的とするもの。

命令、審尋（→37—02）においては、当事者などの応答を求める関係上必ず期間を指定し、かつ次項の通知と区別するため、書面に命令などの内容を示す適切な表示をつけるものとし、単なる通知書とはしない。

例えば、本件出願の内容の不明瞭な点について釈明を求めるときには、審尋と表示し、その提出を求める文書の表示を回答書などのように指示する。

[例]

補正命令 審尋

予納命令

見本又は実験成績書などの提出命令

2. 通知

審判長又は合議体が、当事者などに対して、審判係属の発生及びその内容、審判手続の進行及びその内容、決定事項あるいは審判長又は合議体の見解などを単に知らせるか、又は当事者などの意見を述べる機会を与えるために知らせることを目的とするもの。

単に知らせるときは、通知を送るだけとし、当事者などの意見などの応答を求める

ことはしない。また、当事者などに意見を述べる機会を与えるために通知するときには、期間を指定して、当事者などから例えば「これに対して意見があれば」というような消極的な意味での回答を求めるようにする。

〔例〕

無効審判請求通知 書面審理通知

口頭審理、証拠調べ期日通知

併合審理通知 拒絶理由通知

査定系審判関係諸通知（出願変更、分割などの出願日の遡及を認めない場合の通知など）

職権による証拠調べ、証拠保全の結果通知

副本の送付 受継通知

手続続行通知 審理終結通知

審理再開通知

出訴期間に対する付加期間通知

（注） 審判長名で当事者以外の者に対して書面を発行する行為（例えば、証人呼出し命令、証拠調べの囑託、実地検証に関する問合せなど）は本節（37—00）から除外する（→35—01、35—03、35—06）。

（改訂 H27. 2）